

補助金一覧表

(R2.4.1改定)

項 目		内 容	金 額 (上限額)	
フェンス・塀・門等撤去費		後退用地等内にあるフェンス・塀・門等を除去し、道路築造に支障のない形態にする費用	ブロック塀以外のもの	1 m 又は 1 本につき 1,700円
			ブロック塀	1 mにつき14,700円
樹木撤去費		後退用地等内にある樹木を除去する費用	低 木	1本につき600円
			中 木	1本につき3,200円
			高 木	1本につき19,800円
配管等移設費		後退用地等内にある配管等に移設する費用	水道メーター（市が管理するものに限る）	1箇所につき59,600円
			汚水ます（市が管理するものに限る）	1箇所につき77,000円
			汚水ます（市が管理するものを除く）	1箇所につき42,900円
			雨水ます	1箇所につき42,900円
			ガスメーター	1箇所につき48,800円
			側溝	長さ 1 mにつき6,200円
			照明用等の支柱	1本につき61,100円
擁壁工事費	撤去費	後退用地等内にある擁壁を除去する費用	高さ0.3m未満の構造物	長さ 1 mにつき3,300円
			高さ0.3m以上0.8m未満の構造物	長さ 1 mにつき9,400円
			高さ0.8m以上1.5m未満の構造物	長さ 1 mにつき37,200円
			高さ1.5m以上の構造物	長さ 1 mにつき59,500円
	設置費	後退用地等内にある擁壁を除去した場合に、新たな擁壁を後退後の敷地内に設置する費用	高さ0.3m未満の構造物	長さ 1 mにつき4,100円
			高さ0.3m以上0.8m未満の構造物	長さ 1 mにつき8,800円

		高さ0.8m以上1.5m未満の構造物	長さ1mにつき47,800円
		高さ1.5m以上の構造物	長さ1mにつき67,400円
土間コンクリート等撤去費	後退用地等内にある土間コンクリート、アスファルト舗装等を除去する費用	1㎡につき4,200円	
アスファルト舗装施工費	後退用地等内にアスファルト舗装（市が管理するものに限る）を施工する費用（側溝の設置含む）	1㎡につき14,600円	

備考

- 1 この表に定める補助の項目ごとに、この表に定める金額により算出した額が補助の対象となる行為に要した費用の額を超えるときは、当該行為に要した費用の額を補助金の額とします。
- 2 補助金の額の算定の基礎となる高さ若しくは長さが0.1メートルに満たないとき又は面積が0.1平方メートルに満たないときはこれを切り捨て、その高さ若しくは長さに0.1メートル未満又は面積に0.1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を切り捨てて計算します。
- 3 低木とは樹高1m未満、中木とは樹高1m以上3m未満、高木とは樹高3m以上の樹木をいいます。
- 4 配管等移設費の補助金の上限額は、300,000円とします。
- 5 配管等移設費は撤去のみ行った場合も対象とする。その場合の補助金の額は移設費の2分の1の額とする。
- 6 擁壁工事費の補助金の上限額は、1,000,000円とします。
- 7 アスファルト舗装施工費の補助金の額の算定の基礎となる面積のうち、側溝の設置に係る面積は、当該側溝の設置に係る土地の占有面積（後退用地等の区域内の部分の占有面積に限る。）とする。
- 8 補助金の合計額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 9 市から補助金を受けて行う撤去又は設置は補助の対象として算定しないものとする。
- 10 条例の施行後に設置された工作物等（市長が特に認めるものを除く。）の移設、撤去及び撤去に伴う設置又は施工は補助の対象として算定しないものとする。